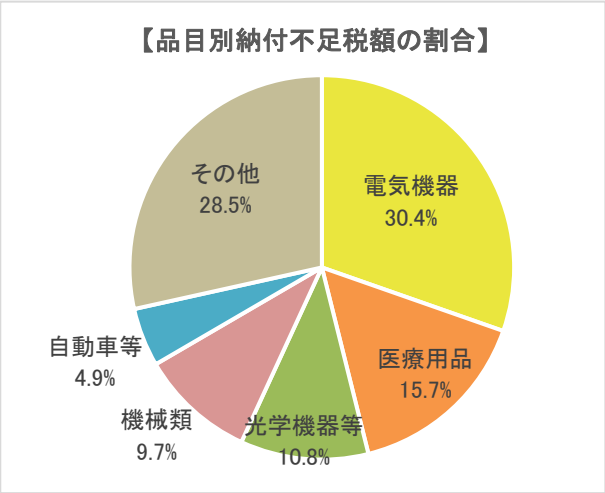
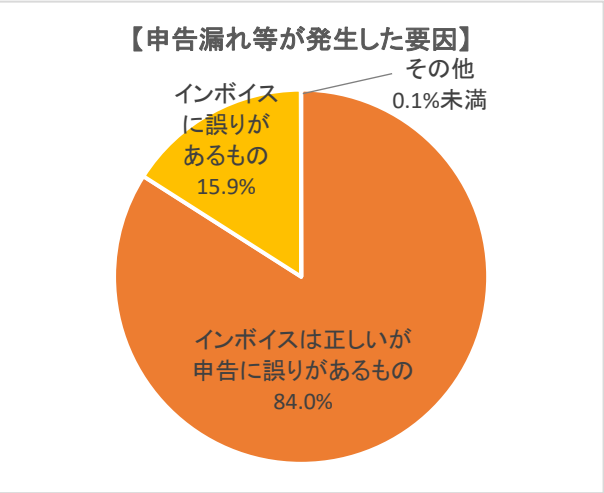
【別添２】

輸入事後調査の状況（図解）

品目別納付不足税額の割合及び申告漏れ等が発生した要因の割合

品目別納付不足税額の割合は、大きい方から順に電気機器、医療用品、光学機器等、機械類、自動車等であり、これら５品目で、納付不足税額の総額の約 72%を占めている。また、申告漏れ等が発生した要因は、「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」が約 84%を占めている。





隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

「インボイスに誤りがあるもの」として、最も多くあるのは、輸出者作成のインボイス価格が誤っていたという事例である。しかし、事例１のように、輸入者が輸出者と通謀し、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを作成させ、当該インボイスに基づき申告しているものや、事例２のように、輸入者が自ら取引価格よりも低い価格を記載したインボイスを作成し、当該インボイスに基づき申告していた事例などもある。このような「隠蔽・仮装」により納税申告を行った場合は、重加算税が課されることとなる。



インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れ

「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」として、事例４のように、インボイス価格とは別に輸入貨物の製造のために支払った金型代金など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金等を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生している。



【参考：税関 HP（課税価格の計算方法）】https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm